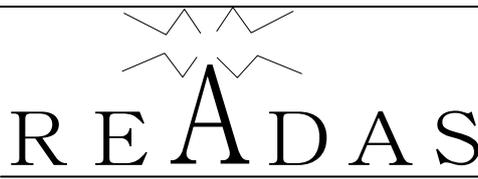


第 5537 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2016年)平成28年 8月24日 水曜日
----------------	----------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
 大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇩ 特定空家と固定資産税

Q：空家が特定空家と判断された場合、固定資産税が高くなるのか。どのようになっているのですか？

A：次のようになっています。

【解説】

固定資産税には、住宅が建っている敷地は更地の場合よりも最大6分の1にするとする住宅用地特例があります。このことから、古くなった空家そのまま放置されるという現状があり、社会問題となっていました。

そこで、この問題を解消すべく、平成27年度の税制改正で一定の基準に該当した空家（特定空家）を所有している場合には、固定資産税の住宅用地特例の対象から除外され、この優遇措置が受けられないこととされました。

特定空家とは、次の状態にある空家をいい、空家の状態や周辺の影響の程度の両面から判断されることとなります。

- ①そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態
- ②そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態
- ③適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態
- ④その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態

特定空家と判断され、撤去・修繕など指導を受けながら改善されない場合は、勧告が出され、勧告を受けると、固定資産税などの住宅用地特例から除外されます。

